

# 教育訓練休暇給付金について



# 施行期日について（一覧）

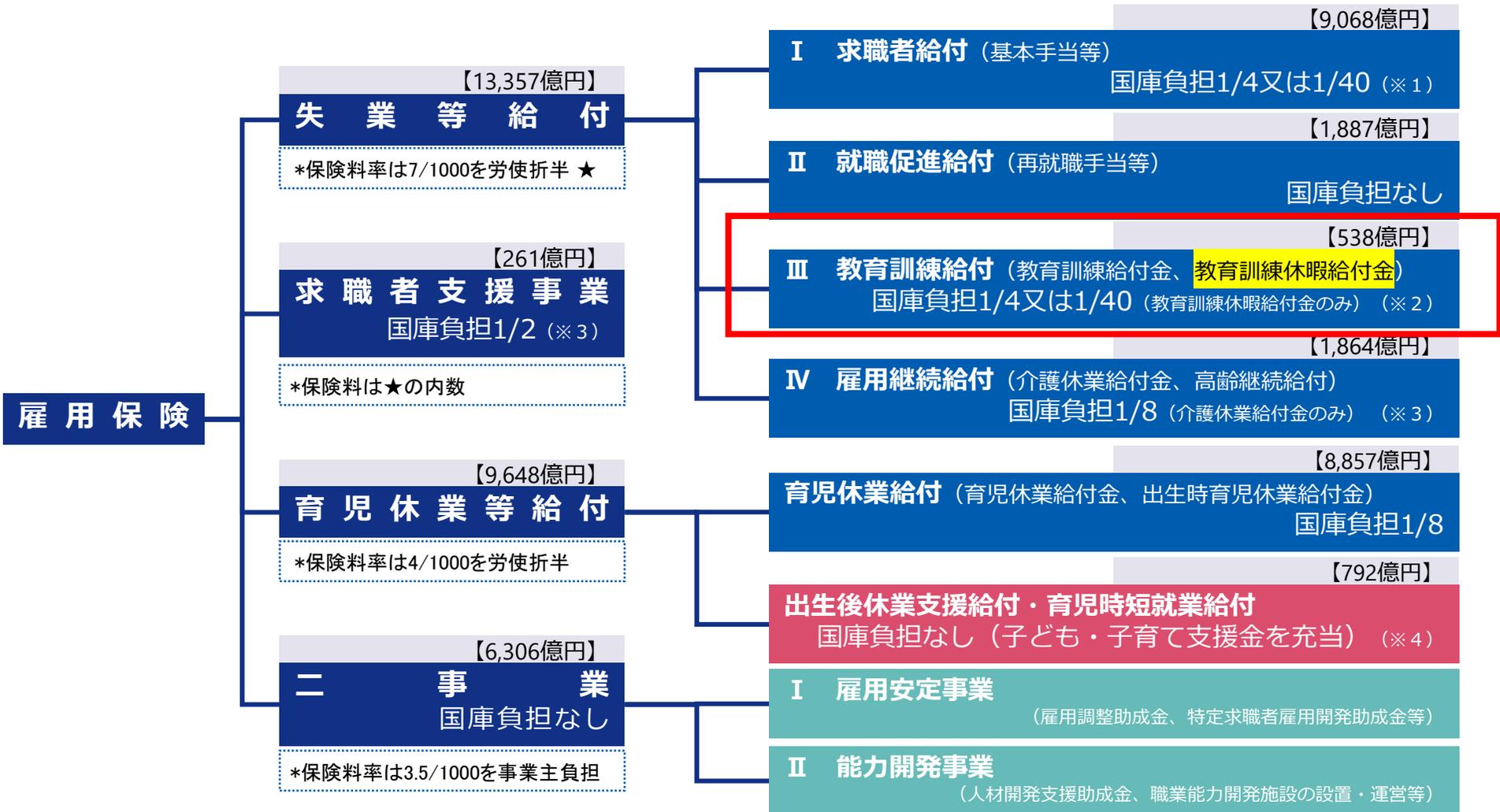
## 【雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）等】

施行期日	改正内容
公布日 (令和6年5月17日)	○育児休業給付に係る国庫負担引下げの暫定措置の廃止 ○介護休業給付に係る国庫負担引下げの暫定措置の令和8年度末までの継続
令和6年10月1日	○教育訓練給付金の給付率引上げ（受講費用の最大70%→80%）
令和7年4月1日	○自己都合退職者が、教育訓練等を自ら受けた場合の給付制限解除 ○就業促進手当の見直し（就業手当の廃止及び就業促進定着手当の給付上限引下げ） ○育児休業給付に係る保険料率引上げ(0.4%→0.5%)及び保険財政の状況に応じて保険料率引下げ(0.5%→0.4%)を可能とする弾力的な仕組みの導入 ○教育訓練支援給付金の給付率引下げ（基本手当の80%→60%）及び当該暫定措置の令和8年度末までの継続 ○雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例、地域延長給付の暫定措置の令和8年度末までの継続 ○「出生後休業支援給付」・「育児時短就業給付」の創設（※1） ○子ども・子育て支援特別会計の創設（※1） ○高年齢雇用継続給付の給付率引下げ（15%→10%）（※2）
令和7年10月1日	○「教育訓練休暇給付金」の創設
令和10年10月1日	○雇用保険の適用拡大（週所定労働時間「20時間以上」→「10時間以上」）

（※1）子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）

（※2）雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）

# 雇用保険制度の概要（体系）



※【】内は令和7年度予算額。保険料率は令和7年度のもの。

※1 国庫負担割合は、政令で定める基準に従い1/4又は1/40となる(日雇労働求職者給付金については1/3又は1/30)。また、これとは別に、失業等給付及び求職者支援事業に要する費用に充てるため、予算で定めるところにより、国庫から繰入を実施することができる。

※2 令和7年10月1日施行。国庫負担割合は、基本手当と同様に政令で定める基準に従い1/4又は1/40となる。

※3 求職者支援事業の国庫負担割合は、当分の間、本則の55%水準に引き下げ。介護休業給付金の国庫負担割合は、令和8年度までの間は、本則の10%水準に引き下げ。

※4 令和7年4月1日施行。財源は全額子ども・子育て支援金であり、雇用保険料は充てられない。

# 教育訓練休暇給付金の概要

- 労働者の主体的な能力開発をより一層支援する観点から、雇用保険被保険者が自発的に教育訓練を受けるために無給の休暇を取得した場合に、基本手当に相当する給付として、賃金の一定割合を支給するもの。

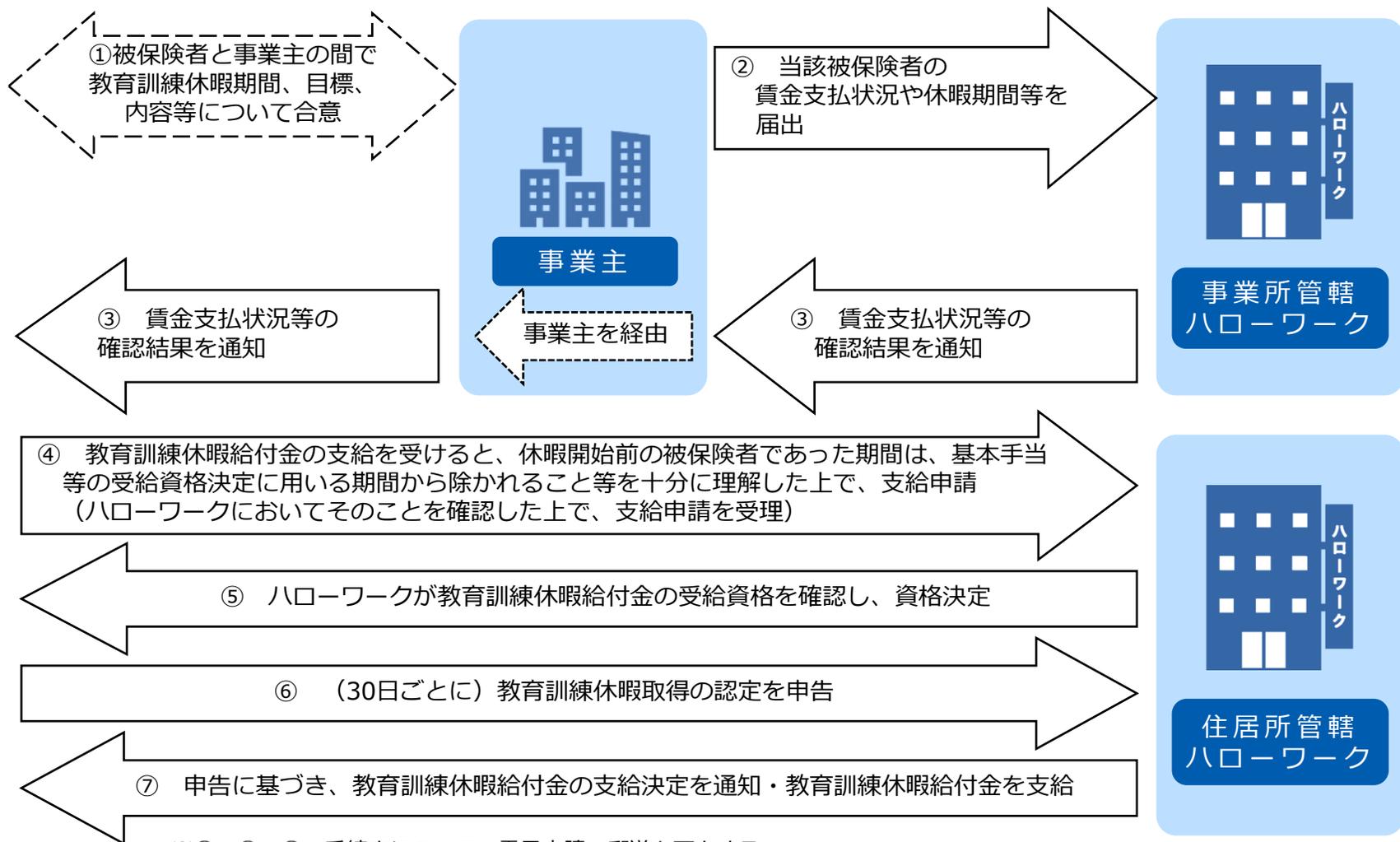
対象者・支給要件	<ul style="list-style-type: none"><li>• 雇用保険の一般被保険者</li><li>• 休暇開始前2年間(※1)にみなし被保険者期間(賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月)が12か月以上あること (※1)疾病、負傷、<u>事業所の休業、出産等</u>により引き続き30日以上賃金の支払いが受けられなかった場合は、最大4年間</li><li>• 休暇開始前に算定基礎期間(被保険者として雇用された期間)が5年以上あること</li></ul>
給付内容	<ul style="list-style-type: none"><li>• 教育訓練休暇を開始した日から1年(※2)の期間内の教育訓練休暇を取得している日に、離職した場合に支給される基本手当の額と同じ額(※3)を支給 (※2)妊娠、出産、育児、<u>疾病、負傷等</u>により30日以上教育訓練を受けられない場合は最大4年間 (※3)休暇前の賃金・年齢に応じて、2,295～8,635円/日(令和6年8月1日以降の額。毎年8月1日に改定)</li><li>• 給付日数は、算定基礎期間に応じて90日、120日又は150日</li></ul>
<u>支給対象</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 労働協約、就業規則等により設けられた制度に基づき、自発的に(※4)教育訓練休暇(当該休暇の期間が30日以上であり、かつ、対象教育訓練を受けるものとして、事業主の承認を得たもの)を取得した場合に、その期間内の自己の労働等によって収入を得ていない日について支給 (※4)事業主の提出書類により、申請者が解雇等の予定がないことを確認。虚偽申告は罰則の対象。</li></ul>
<u>対象教育訓練</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校が行う教育訓練</li><li>• 教育訓練給付金の支給対象として厚生労働大臣の指定を受けた講座を実施する施設が行う教育訓練</li><li>• その他職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>• 教育訓練休暇給付金の支給を受けた場合、休暇開始日前の被保険者期間は、基本手当の受給資格決定に用いる期間から除く。ただし、特定教育訓練休暇給付金受給資格者(※5)については、基本手当の受給資格決定に用いる期間から休暇開始前の被保険者期間を除かない。 (※5)<u>基本手当の特定受給資格者(暫定措置で特定受給資格者とみなされる特定理由離職者の一部を含む。)</u>と同じ。</li></ul>

※令和7年10月1日施行。省令案で定める事項は赤字下線部分。

# 教育訓練休暇金の手続き（イメージ）

## 省令事項（案）

- 教育訓練休暇給付金に係る手続きは、基本手当の手続きを参考に以下のようにする。



※②、④、⑥の手続きについて、電子申請、郵送も可とする。

⑥の手続きは、ハローワークの定めた教育訓練休暇取得認定日から7日以内に提出すれば可。